

社会福祉事業振興資金申込み額の計算表 (第6条第1項ただし書きの場合)

1 貸付限度額

福祉医療機構借入額	振興資金融資率	振興資金貸付限度額
千円		千円
400,000	× $\frac{(100\% - \text{機構融資率})}{\text{機構融資率}}$	= 100,000
	特別養護老人ホームの場合は × $\frac{(100\% - \text{機構融資率})}{\text{機構融資率}} \times \frac{1}{2}$	

機構融資率 80 %

2 担保

担保評価額	残債額		振興資金貸付限度額
千円	千円		千円
520,000	- 400,000	× 70%	= 84,000

振興資金借入申込額
千円
80,000

1 3 > 20,000千円、かつ、3 2 であること。

- 1 福祉医療機構からの借入額（借入申込額・内定額）には、土地取得資金を含めないで下さい（建設資金・設備備品整備資金のみ）。
- 2 福祉医療機構からの借入額（借入申込額・内定額）に、要綱第6条第1項のただし書きの対象とならない施設が含まれている場合は、借入金を実際の事業費または福祉医療機構基準事業費のいずれか低い方で按分してください。